

附 表

(HSコード欄に×印のあるものを除く。)

HSコード		対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの)
3923		プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品
392340	000	－スプール、コップ、ボビンその他これらに類する支持物
4822		製紙用パルプ製、紙製又は板紙製のボビン、スプール、コップその他これらに類する糸巻類(せん孔してあるかないか又は硬化してあるかないかを問わない。)
482210	000	－紡織用繊維の糸を巻くために使用する種類のもの
6813		ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に供する摩擦材料及びその製品(例えば、シート、ロール、ストリップ、セグメント、ディスク、ワッシャー及びパッド。取り付けでないもので、石綿その他の鉱物性材料又は繊維素をもととしたものに限るものとし、紡織用繊維その他の材料と組み合わせてあるかないかを問わない。)
681320	000	－石綿を含有するもの ＜補修用以外のものであって、自動車用のブレーキライニング及びブレーキパッドに限る＞
7301		鋼矢板(穴をあけてあるかないか又は組み合わせてあるかないかを問わない。)及び溶接形鋼
730120		－形鋼
	100	－ －H形鋼
7305		鉄鋼製のその他の管(例えば、溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの。横断面が円形のもので、外径が406.4ミリメートルを超えるものに限る。)
		× －油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ
		× －油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング
		－その他の溶接管
730531		－ －縦方向に溶接したもの
		－ － －合金鋼のもの
		× － － －ステンレス鋼のもの
	190	－ － － －その他のもの <水圧鉄管に限る。>
	900	－ － －その他のもの <水圧鉄管に限る。>
730539	000	－ －その他のもの <水圧鉄管に限る。>
7308		構造物及びその部分品(鉄鋼製のものに限る。例えば、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱。第9406項のプレハブ建築物を除く。)並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、型材、管その他これらに類する物品
730810	000	－橋及び橋げた
730820	000	－塔及び格子柱
730830	000	－戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸敷居
730840	000	－足場用、枠組み用又は支柱用(坑道用を含む。)の物品
730890	000	－その他のもの
7309		
730900	000	鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器(内容積が300リットルを超えるものに限る)

HSコード		対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの)
		ものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は
		液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。)
7320		鉄鋼製のばね及びばね板
732010		ー板ばね及びそのばね板
	100	ーー自動車用のシャシばね及びそのばね板<補修用のものを除く。>
7322		セントラルヒーティング用のラジエーター(電気加熱式のものを除く。)及びその部分品
		並びに動力駆動式の送風機を有するエアヒーター及び温風分配器(新鮮な又は調節した空気を供給することができるものを含むものとし、電気加熱式のものを除く。)並びにこれらの部分品(この項の物品は、鉄鋼製のものに限る。)
		ーラジエーター及びその部分品
732211	000	ーー鑄鉄製のもの
732219	000	ーーその他のもの
732290	000	ーその他のもの
7610		構造物及びその部分品(アルミニウム製のものに限る。例えば、橋、橋げた、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、手すり及び柱。第9406項のプレハブ建築物を除く。)並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、型材、管その他これらに類する物品
761010	000	ー戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸敷居
761090		ーその他のもの
	100	ーー構造物及びその部分品(第761010号の物品を除く。)
	900	ーーその他のもの
7611		
761100	000	アルミニウム製の貯蔵タンクその他これに類する容器(内容積が300リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。)
8202		のこぎり(種類を問わない。)のブレード(切開き用、溝彫り用又は無歯式ののこぎりのブレードを含む。)及び手のこぎり
820240	000	ーチェーンソーのブレード
8210		
821000	000	手動式器具(飲食物の調整に使用するもので、重量が10キログラム以下のものに限る。)
8402		蒸気発生ボイラー(低圧蒸気も発生することができるセントラルヒーティング用温水ボイラーを除く。)及び過熱水ボイラー
		ー蒸気発生ボイラー
840211	000	ーー水管ボイラー(蒸気の発生量が毎時45トンを超えるものに限る。)
840212	000	ーー水管ボイラー(蒸気の発生量が毎時45トン以下のものに限る。)
840219	000	ーーその他の蒸気発生ボイラー(組合せボイラーを含む。)
840220	000	ー過熱水ボイラー
840290	000	ー部分品
8403		セントラルヒーティング用ボイラー(第8402項のものを除く。)
840310	000	ーボイラー
840390	000	ー部分品

HSコード		対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの)
8404		補助機器 (第8402項又は第8403項のボイラー用のものに限る。例えば、エコマイザー、
840410	000	過熱器、すす除去器及びガス回収器) 及び蒸気原動機用復水器
840420	000	－補助機器 (第8402項又は第8403項のボイラー用のものに限る。)
840490	000	－蒸気原動機用復水器
		－部分品
8405		発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する
840510	000	湿式ガス発生機 (清浄機を有するか有しないかを問わない。)
840590	000	－発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する
		湿式ガス発生機 (清浄機を有するか有しないかを問わない。)
		－部分品
8406		蒸気タービン
	×	－タービン (船舶推進用のものに限る。)
		－その他のタービン
840681	000	－出力が40メガワットを超えるもの
840682	000	－出力が40メガワット以下のもの
840690	000	－部分品
8407		ピストン式火花点火内燃機関 (往復動機関及びロータリーエンジンに限る。)
840710	000	－航空機用エンジン
	×	－船舶推進用エンジン
		－ピストン式往復動機関 (第87類の車両の駆動に使用する種類のものに限る。)
840732	000	－シリンダー容積が50立方センチメートルを超え250立方センチメートル以下のもの
		＜モーターサイクル用のもの及びスノーモービル用のものを除く。＞
840733		－シリンダー容積が250立方センチメートルを超え1,000立方センチメートル以下の
		もの
	×	－モーターサイクル用のもの
	200	－スノーモービル用のもの
	900	－その他のもの
840734	000	－シリンダー容積が1,000立方センチメートルを超えるもの
		＜モーターサイクル用のものを除く。＞
840790		－その他のエンジン
	200	－出力が3馬力を超えるもの
8408		ピストン式圧縮点火内燃機関 (ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)
	×	－船舶推進用エンジン
840820	000	－第87類の車両の駆動に使用する種類のエンジン
840890		－その他のエンジン
	200	－出力が10馬力を超え30馬力以下のもの
	300	－出力が30馬力を超え100馬力以下のもの
	400	－出力が100馬力を超え500馬力以下のもの
	500	－出力が500馬力を超えるもの
8409		第8407項又は第8408項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品
840910	000	－航空機用エンジンのもの

HSコード		対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの)
		－その他のもの
840991		－ピストン式火花点火内燃機関に専ら又は主として使用するもの
	100	－第87類の車両用エンジンのもの<補修用のものを除く。>
	×	－船舶推進用エンジンのもの
	900	－その他のもの
840999		－その他のもの
	100	－第87類の車両用エンジンのもの<補修用のものを除く。>
	×	－船舶推進用エンジンのもの
	900	－その他のもの
8410		液体タービン及び水車並びにこれらの調速機
		－液体タービン及び水車
841011	000	－出力が1,000キロワット以下のもの
841012	000	－出力が1,000キロワットを超え10,000キロワット以下のもの
841013	000	－出力が10,000キロワットを超えるもの
841090	000	－部分品(調速機を含む。)
8411		ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービン
		－ターボジェット
841111	000	－推力が25キロニュートン以下のもの
841112	000	－推力が25キロニュートンを超えるもの
		－ターボプロペラ
841121	000	－出力が1,100キロワット以下のもの
841122	000	－出力が1,100キロワットを超えるもの
		－その他のガスタービン
841181	000	－出力が5,000キロワット以下のもの
841182	000	－出力が5,000キロワットを超えるもの
		－部分品
841191	000	－ターボジェット又はターボプロペラのもの
841199	000	－その他のもの
8412		その他の原動機
841210	000	－反動エンジン(ターボジェットを除く。)
		－液体原動機
841221	000	－直線運動式(シリンダー式)のもの
841229	000	－その他のもの
		－気体原動機
841231	000	－直線運動式(シリンダー式)のもの
841239	000	－その他のもの
841280	000	－その他のもの
841290	000	－部分品
8413		液体ポンプ(計器付きであるかないかを問わない。)及び液体エレベーター
		－ポンプ(計器付きのもの及び計器を取り付けるように設計したものに限る。)
841311	000	－燃料又は潤滑油の供給用ポンプ(給油所又は修理場において使用する種類のもの)

HSコード		対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの)
		のに限る。)
841319	000	－その他のもの
841320	000	－ハンドポンプ(第841311号又は第841319号の物品を除く。)
841330	000	－燃料用、潤滑油用又は冷却媒体用のポンプ(ピストン式内燃機関用のものに限る。)
841340	000	－コンクリートポンプ
841350		－その他の往復容積式ポンプ
	100	－油圧ポンプ
	900	－その他のもの
841360		－その他の回転容積式ポンプ
	100	－油圧ポンプ
	900	－その他のもの<出力が1キロワット未満の電動機を自蔵する電動井戸ポンプを除く。>
841370		－その他の遠心ポンプ
	100	－うず巻ポンプ
	200	－タービンポンプ
	900	－その他のもの
		－その他のポンプ及び液体エレベーター
841381	000	－ポンプ
841382	000	－液体エレベーター
		－部分品
841391	000	－ポンプのもの
841392	000	－液体エレベーターのもの
8414		気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン、換気用又は循環用のフード (ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。) 並びに密閉形の生物学的安全キャビネット(フィルターをとりつけてあるかないかを問わない。)
841410	000	－真空ポンプ
841420	000	－手押し式又は足踏み式の気体ポンプ
841430		－圧縮機(冷蔵用又は冷凍用の機器に使用する種類のものに限る。)
	×	－自動車用エアコンディショナーに使用する種類のもの
	900	－その他のもの
841440	000	－気体圧縮機(けん引用の車輪付きシャシを取り付けたものに限る。)
		－ファン
	×	－卓上用、床用、壁用、窓用、天井用又は屋根用のファン(出力が125ワット以下の電動機を自蔵するものに限る。)
841459	000	－その他のもの
841460	000	－フード(水平面の最大側長が120センチメートル以下のものに限る。)
841470	000	－密閉形の生物学的安全キャビネット
841480		－その他のもの
	100	－気体ポンプ
		－気体圧縮機
	210	－往復式のもの
	220	－回転式のもの

HSコード		対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの)
	290	－ － － その他のもの
841490	900	－ － その他のもの
		－ 部分品
	100	－ － 気体ポンプ又は気体圧縮機のもの
	900	－ － その他のもの
8416		炉用バーナー(液体燃料用、粉碎した固体燃料用又は気体燃料用のものに限る。)及びメカニカルストーカー(機械式火格子、機械式灰排出機その他これらに類する機械を含む。)
841610	000	－ 液体燃料用の炉用バーナー
841620	000	－ その他の炉用バーナー(複合型バーナーを含む。)
841630	000	－ メカニカルストーカー(機械式火格子、機械式灰排出機その他これらに類する機械を含む。)
841690	000	－ 部分品
8417		炉(焼却炉を含み、工業用又は理化学用のものに限るものとし、電気炉を除く。)
841710	000	－ 炉(鉱石又は金属のばい焼用、溶解用その他の熱処理用のものに限る。)
841720	000	－ ベーカリーオーブン(ビスケットオーブンを含む。)
841790	000	－ 部分品
8418		冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器(電気式であるかないかを問わない。)及びヒートポンプ(第8415項のエアコンディショナーを除く。)
841810		－ 冷凍冷蔵庫(それぞれ独立した外部扉若しくは引出し又はこれらを組み合わせたものを有するものに限る。)
	100	－ － 小売用の包装にしたもの(使用されたものを除く。)
	900	－ － その他のもの
	×	－ 家庭用冷蔵庫
841830	000	－ 横置き型冷凍庫(容量が800リットル以下のものに限る。)
841840	000	－ 直立型冷凍庫(容量が900リットル以下のものに限る。)
841850	000	－ 貯蔵及び展示用のその他の備付品(チェスト、キャビネット、展示用のカウンター、ショーケースその他これらに類するもので、冷蔵用又は冷凍用の機器を自蔵するものに限る。)
841861		－ その他の冷蔵用又は冷凍用の機器及びヒートポンプ
		－ － ヒートポンプ(第8415項のエアコンディショナーを除く。)
		－ － － 冷凍機
	110	－ － － エアコンディショナー用コンデンスユニット
	190	－ － － その他のもの
	300	－ － リキッドチリングユニット
	900	－ － その他のもの
841869		－ － その他のもの
	100	－ － リキッドチリングユニット
	900	－ － その他のもの
		－ 部分品
841891	000	－ － 冷蔵用又は冷凍用の装置を収納するために設計した容器
841899		－ － その他のもの
	×	－ － － 冷凍冷蔵庫又は家庭用冷蔵庫のもの

HSコード		対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの)
	900	－ － － その他のもの
8419		加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器(理化学用のものを含み、電気加熱式のもの(第8514項の電気炉及びその他の機器を除く。)であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)
	×	－ 瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)
		－ 乾燥機
	×	－ － その他のもの(農作物用のものに限る。)
841935	000	－ － その他のもの(木材用、紙パルプ用、紙用又は板紙用のものに限る。)
841939	000	－ － その他のもの
841940	000	－ 蒸留用又は精留用の機器
841950	000	－ 熱交換装置
841960	000	－ 気体液化装置
		－ その他の機器
841981	000	－ － ホットドリンク製造用又は食品の調理用若しくは加熱用の機器
841989	000	－ － その他のもの
841990	000	－ 部分品
8421		遠心分離機(遠心式脱水機を含む。)並びに液体又は気体のろ過機及び清浄機
		－ 遠心分離機(遠心式脱水機を含む。)
842111	000	－ － クリーム分離機
	×	－ － 衣類脱水機
842119	000	－ － その他のもの
		－ 液体のろ過機及び清浄機
842121	000	－ － 水のろ過用又は清浄用のもの
842122	000	－ － 飲料(水を除く。)のろ過用又は清浄用のもの
842123	000	－ － 内燃機関の潤滑油又は燃料油のろ過機
842129	000	－ － その他のもの
		－ 気体のろ過機及び清浄機
	×	－ － 内熱機関の吸気用のろ過機
842132	000	－ － 内燃機関から排出された気体の清浄若しくはろ過用の触媒コンバーター又は微粒子捕集フィルター(結合してあるかないかを問わない。)
842139	000	－ － その他のもの
		－ 部分品
842191	000	－ － 遠心分離機(遠心式脱水機を含む。)のもの
842199	000	－ － その他のもの
8422		皿洗機、清浄用又は乾燥用の機械(瓶その他の容器に使用するものに限る。)、充てん用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械(瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。)、瓶、ジャー、チューブその他これらに類する容器の口金取付け用の機械その他の包装機械(熱収縮包装用機械を含む。)及び飲料用の炭酸ガス注入機
842220	000	－ 清浄用又は乾燥用の機械(瓶その他の容器に使用するものに限る。)
842230		－ 充てん用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械(瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。)、瓶、ジャー、チューブその他これらに類する容器の口金取付け用の機械及び飲料用の炭酸ガス注入機

HSコード		対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの)
	100	－ 製袋充てん機
842240	900	－ ーその他のもの － その他の包装機械(熱収縮包装機械を含む。)
	100	－ ーオートマチックラッピングマシン
	200	－ ーバンドかけ機
	900	－ ーその他のもの
842290	000	－ 部分品
8424		噴射用、散布用又は噴霧用の機器(液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。)、消火器(消火剤を充填してあるかないかを問わない。)スプレーガン その他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器
	×	－ 消火器(消火剤を充填してあるかないかを問わない。)
	×	－ スプレーガンその他これに類する機器
	×	－ 蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器
	－	－ その他の機器
842489	×	－ ー農業用又は園芸用のもの
	000	－ ーその他のもの
8425		プーリータックル、ホイスト(スキップホイストを除く。)、ウィンチ、キャプスタン及びジャッキ － プーリータックル及びホイスト(スキップホイスト及び車両持上げに使用する種類のホイストを除く。)
	842511	000 ー ー電動機により作動するもの ー ウィンチ及びキャプスタン
	842531	000 ー ー電動機により作動するもの
	842539	ー ーその他のもの
		100 ー ー ー油圧式のもの
		900 ー ー ーその他のもの
		ー ジャッキ及び車両持上げに使用する種類のホイスト
	842541	000 ー ー据付け式ジャッキ装置(修理場において使用する種類のものに限る。)
	842542	000 ー ーその他のジャッキ及びホイスト(液圧式のものに限る。)
	842549	000 ー ーその他のもの
8426		デリック、クレーン(ケーブルクレーンを含む。)、移動式リフティングフレーム、ストラッドル キャリアー及びクレーンを装備した作業トラック － 天井クレーン、トランスポータークレーン、ガントリークレーン、橋型クレーン、移動式リフ ティングフレーム及びストラッドルキャリアー
	842611	000 ー ー固定した支持物に取り付けた天井クレーン
	842612	000 ー ータイヤ付き移動式リフティングフレーム及びストラッドルキャリアー
	842619	000 ー ーその他のもの
	842620	000 ー タワークレーン
	842630	000 ー 門形ジブクレーン ー その他の機械(自走式のものに限る。)
		842641 ー ータイヤ付きのもの
		ー ー ーラフテレーンクレーン

HSコード		対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの)
	210	―――中古のもの
842649	290	―――その他のもの
	900	―――その他のもの
		――その他のもの
	100	―――中古のもの
	900	―――その他のもの
842691	000	―その他の機械
842699	000	―道路走行車両に装備するために設計したもの
842699	000	―その他のもの
8427		フォークリフトトラック及び持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したその他の作業トラック
842710		―自走式トラック(電動機により作動するものに限る。)
842720	100	――フォークリフトトラック
	900	――その他のもの
		―その他の自走式トラック
		――フォークリフトトラック
	110	―――ピストン式圧縮点火内燃機関を搭載したもの
	190	―――ピストン式火花点火内燃機関を搭載したもの
	900	――その他のもの
842790	000	―その他のトラック
8428		その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械(例えば、昇降機、エスカレーター、コンベヤ及びロープウェー)
842810		―昇降機及びスキップホイスト
	100	――昇降機(貨物用のものを除く。)
	900	――その他のもの
842820	000	―ニューマチックエレベーター及びニューマチックコンベヤ
		―その他の連続作動式の昇降機及びコンベヤ(貨物用のものに限る。)
842831	000	――地下で使用するために特に設計したもの
842832	000	――その他のもの(バケット型のものに限る。)
842833	000	――その他のもの(ベルト型のものに限る。)
842839		――その他のもの
	100	―――ローラーコンベヤ
	900	―――その他のもの
842840	000	―エスカレーター及び移動式歩道
842860	000	―ロープウェー、いすリフト、スキーの引き綱及びケーブルカー用けん引装置
842870	000	―産業用ロボット
842890	000	―その他の機械
8429		ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー(自走式のものに限る。)
		―ブルドーザー及びアングルドーザー
842911		――無限軌道式のもの
	100	―――中古のもの

HSコード		対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの)
	900	－－－その他のもの
842919	000	－－その他のもの
842920	000	－地ならし機
842930	000	－スクレーパー
842940		－突固め用機械及びロードローラー
	200	－－タイヤ式のもの
	300	－－振動式のもの
	900	－－その他のもの
		－メカニカルショベル、エキスカベーター及びショベルローダー
842951		－－フロントエンド型ショベルローダー
	200	－－－中古のもの
	800	－－－その他のもの
842952		－－上部構造が360度回転するもの
		－－－油圧式のもの(6トン未満のもの)
	111	－－－－中古のもの
	119	－－－－その他のもの
		－－－油圧式のもの(6トン以上のもの)
	121	－－－－中古のもの
	129	－－－－その他のもの
	900	－－－その他のもの
842959		－－その他のもの
	100	－－－油圧式のもの
	900	－－－その他のもの
8430		その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械 (土壌用、鉦物用又は鉦石用のものに限る。)並びにくい打ち機、くい抜き機及び除雪機
843010	000	－くい打ち機及びくい抜き機
843020	000	－除雪機
		－コールカッター、削岩機及びトンネル掘削機
843031	000	－－自走式のもの
843039	000	－－その他のもの
		－その他のせん孔用又は掘削用の機械
843041	000	－－自走式のもの
843049		－－その他のもの
	100	－－－せん孔用の機械
	200	－－－掘削用の機械
843050	000	－その他の機械(自走式のものに限る。)
		－その他の機械(自走式のを除く。)
843061	000	－－突固め用機械
843069	000	－－その他のもの
8431		第8425項から第8430項までの機械に専ら又は主として使用する部分品
843110	000	－第8425項の機械のもの

HSコード		対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの)
843120	000	－第8427項の機械のもの
843131	000	－第8428項の機械のもの
843139		－昇降機、スキップホイスト又はエスカレーターのもの
		－その他のもの
	200	－第842833号の機械のもの
	900	－その他のもの
843141	000	－第8426項、第8429項又は第8430項の機械のもの
843142	000	－バケット、ショベル、グラブ及びグリッパ
843143	000	－ブルドーザー又はアングルドーザーのブレード
843149	000	－第843041号又は第843049号のせん孔用又は掘削用の機械の部分品
		－その他のもの
		－第8426項の機械のもの
	110	－クレーンのもの
	190	－その他のもの
	900	－その他のもの
8433		収穫機及び脱穀機(わら用又は牧草用のベラーを含む)、草刈機並びに卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械(第8437項の機械を除く。)
		× 芝生用、公園用又は運動場用の草刈機
		× その他の草刈機(トラクター装置用のカッターバーを含む。)
		× その他の乾草製造用機械
		× わら用又は牧草用のベラー(ピックアップベラーを含む。)
		－その他の収穫機及び脱穀機
843351	000	－コンバイン
843352	000	－その他の脱穀機
843390	000	－部分品
8434		搾乳機及び酪農機械
843410	000	－搾乳機
843420	000	－酪農機械
843490	000	－部分品
8435		プレス、破碎機その他これらに類する機械(ぶどう酒、りんご酒、果汁その他これらに類する飲料の製造用のものに限る。)
843510	000	－機械
843590	000	－部分品
8436		その他の農業用、園芸用、林業用、家きん飼育用又は養蜂用の機械(機械装置又は加熱装置を有する発芽用機器を含む。)並びに家きんのふ卵器及び育すう器
843610	000	－飼料調製用機械
8437		種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械並びに製粉業用の機械及び穀物又は乾燥した豆の加工機械(農場用のものを除く。)
		× 種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械
843780		－その他の機械
	200	－精米麦機

HSコード		対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの)
	900	－その他のもの<もみ摺機に限る。>
843790	000	－部分品
8438		飲食料品の調製業用又は製造業用の機械(動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の抽出用又は調製用の機械及びこの類の他の項に該当するものを除く。)
843810		－ベーカリー機械及びマカロニ、スパゲッティその他これらに類する物品の製造機械
	100	－ベーカリー機械
	200	－製めん機
	900	－その他のもの
843820	000	－菓子、ココア又はチョコレートの製造機械
843830	000	－砂糖製造機械
843840	000	－醸造用機械
843850	000	－肉又は家さんの調製用機械
843860	000	－果実、ナット又は野菜の調製用機械
843880		－その他の機械
	100	－魚の調製用機械
	900	－その他のもの
843890	000	－部分品
8439		繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械及び紙又は板紙の製造用又は仕上げ用の機械
843910	000	－繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械
843920	000	－紙又は板紙の製造機械
843930		－紙又は板紙の仕上げ用機械
	100	－連続式段ボール製造機
	900	－その他のもの
		－部分品
843991	000	－繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械のもの
843999	000	－その他のもの
8440		製本用機械(製本ミシンを含む。)
844010	000	－機械
844090	000	－部分品
8441		その他の製紙用パルプ、紙又は板紙の加工機械(切断機を含む。)
844110	000	－切断機
844120	000	－袋又は封筒の製造機械
844130	000	－箱、ケース、筒、ドラムその他これらに類する容器の製造機械(型を使用する成形により製造する機械を除く。)
844140	000	－製紙用パルプ、紙又は板紙の成形用機械(型を使用するものに限る。)
844180	000	－その他の機械
844190	000	－部分品
8442		プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器(第8456項から第8465項までの機械を除く。)、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン

HSコード		対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの)
844230	000	－印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器
844240	000	－第844230号の機器の部分品
844250	000	－プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに 印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン
8443		印刷機(第8442項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの)、その他のプリンター、複写機及びファクシミリ(結合してあるかないかを問わない。)並びに部分品及び附属品 －印刷機(第8442項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの)
844311	000	－オフセット印刷機(巻紙式のものに限る。)
844312	000	－オフセット印刷機(枚葉式で事務所用のものに限るとし、広げた状態でのシートの一方が22センチメートル以下、他方が36センチメートル以下のもの)
844313	000	－その他のオフセット印刷機
844314	000	－凸版印刷機(巻紙式のものに限るものとし、フレキソ印刷機を除く。)
844315	000	－凸版印刷機(巻紙式以外のものに限るものとし、フレキソ印刷機を除く。)
844316	000	－フレキソ印刷機
844317	000	－グラビア印刷機
844319	000	－その他のもの －部分品及び附属品
844391	000	－印刷機の部分品及び附属品(第8442項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するものに限る。)
844399	000	－その他のもの
8444		
844400	000	人造繊維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機及び切断機
8445		紡績準備機械並びに精紡機、合糸機、ねん糸機その他の紡織用繊維の糸の製造機械並びにかせ機、糸巻機(よこ糸巻機を含む。)及び第8446項又は第8447項の機械に使用する紡織用繊維の糸を準備する機械 －紡績準備機械
844511	000	－カード
844512	000	－コーマ
844513	000	－練条機及び粗紡機
844519	000	－その他のもの
844520	000	－精紡機
844530	000	－合糸機及びねん糸機
844540	000	－糸巻機(よこ糸巻機を含む。)及びかせ機
844590	000	－その他のもの
8446		織機
844610	000	－織幅が30センチメートル以下のもの －織幅が30センチメートルを超えるもの(シャトル式のものに限る。)
844621	000	－力織機
844629	000	－その他のもの

HSコード		対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの)
844630	000	－ 織幅が30センチメートルを超えるもの(シャトル式のものを除く。)
8447		編機、ステッチボンディングマシン、タフティング用機械及びジンプヤーン、チュール、レース、ししゅう布、トリミング、組ひも又は網の製造機械 － 丸編機
844711	000	－ シリンダーの直径が165ミリメートル以下のもの
844712	000	－ シリンダーの直径が165ミリメートルを超えるもの
844720		－ 平型編機及びステッチボンディングマシン
	100	－ 平型編機
	200	－ ステッチボンディングマシン
844790	000	－ その他のもの
8448		第8444項から第8447項までの機械の補助機械(例えば、ドビー、ジャカード、自動停止装置及びシャトル交換機)並びに第8444項からこの項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品(例えば、スピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、紡糸口金、シャトル、ヘルド、ヘルドフレーム及びメリヤス針) － 第8444項から第8447項までの機械の補助機械
844811	000	－ ドビー及びジャカード並びにこれらとともに使用する紋紙裁断機、写彫機、紋彫り機及び編成機
844819	000	－ その他のもの
844820	000	－ 第8444項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品 － 第8445項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品
844831	000	－ 針布
844832	000	－ 紡績準備機械のもの(針布を除く。)
844833	000	－ スピンドル、スピンドルフライヤー、リング及びトラベラー
844839		－ その他のもの
	100	－ 精紡機のもの
	900	－ その他のもの
		－ 織機又はその補助機械の部分品及び附属品
844842	000	－ 織機用おさ、ヘルド及びヘルドフレーム
844849	000	－ その他のもの
		－ 第8447項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品
844851		－ シンカー、針その他の物品(編目の編成に使用するものに限る。)
	100	－ メリヤス針
	900	－ その他のもの
844859		－ その他のもの
	100	－ 編機のもの
	900	－ その他のもの
8449		
844900	000	フェルト又は不織布(成形したものを含む。)の製造用又は仕上げ用の機械(フェルト帽の製造機械を含む。)及び帽の製造用の型
8451		洗浄用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス(フュージングプレスを含む。)用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械(紡織用繊維の糸、織物類又

HSコード		対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの)
		は製品に使用するものに限るものとし、第8450項の機械を除く。)、織物類その他の支持物に
845110	×	ペーストを被覆する機械(リノリウムその他の床用敷物の製造用のものに限る。)及び紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械
		ードライクリーニング機
		ー乾燥機
845121	×	ー一回の乾燥容量が乾燥した繊維製品の重量で10キログラム以下のもの
845129	000	ーその他のもの
845130	×	ーアイロンがけ用機械及びプレス(フュージングプレスを含む。)
845140	000	ー洗浄用、漂白用又は染色用の機械
845150	000	ー紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械
845180	000	ーその他の機械
845190	000	ー部分品
8454		転炉、取鍋、インゴット用鋳型及び鋳造機(冶金又は金属鋳造に使用する種類のものに限る。)
845410	000	ー転炉
845420	000	ーインゴット用鋳型及び取鍋
845430	000	ー鋳造機
8455		金属圧延機及びそのロール
845510	000	ー管圧延機
		ーその他の圧延機
845521	000	ー熱間圧延のもの及び熱間圧延と冷間圧延とを組み合わせたもの
845522	000	ー冷間圧延のもの
845530	000	ー圧延機用ロール
845590	000	ーその他の部分品
8456		レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械
845620	000	ー超音波によるもの
845630		ー放電によるもの
		ー数値制御式のもの
	110	ーワイヤカット放電加工機
	190	ーその他のもの
	900	ーその他のもの
8457		金属加工用マシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン(シングルステーションのものに限る。)及びマルチステーショントランスファーマシン
845710		ーマシニングセンター
		ー立軸マシニングセンター
	110	ー5軸以上のもの
	190	ーその他のもの
		ー横軸マシニングセンター
	210	ー5軸以上のもの
	290	ーその他のもの

HSコード		対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの)
		――その他のもの
	910	――5軸以上のもの
	990	――その他のもの
845720	000	―ユニットコンストラクションマシン(シングルステーションのものに限る。)
845730	000	―マルチステーショントランスファーマシン
8458		旋盤(ターニングセンターを含むものとし、金属切削用のものに限る。)
		―横旋盤
845811		――数値制御式のもの
	100	――ターニングセンター
	900	――その他のもの
845819	000	――その他のもの
		―その他の旋盤
845891		――数値制御式のもの
	100	――ターニングセンター
	900	――その他のもの
845899	000	――その他のもの
8459		金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤(ウェイタイプユニットヘッド機を含むものとし、第8458項の旋盤(ターニングセンターを含む。)を除く。)
845910	000	―ウェイタイプユニットヘッド機
		―その他のボール盤
845921	000	――数値制御式のもの
845929	000	――その他のもの
		―その他の中ぐりフライス盤
845931	000	――数値制御式のもの
845939	000	――その他のもの
		―その他の中ぐり盤
845941	000	――数値制御式のもの
845949	000	――その他のもの
		―膝形フライス盤
845951	000	――数値制御式のもの
845959	000	――その他のもの
		―その他のフライス盤
845961	000	――数値制御式のもの
845969	000	――その他のもの
845970	000	―その他のねじ切り盤及びねじ立て盤
8460		研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械(研削砥石その他の研磨材料を使用して金属又はサーメットを加工するものに限るものとし、第8461項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。)
		―平面研削盤
846012	000	――数値制御式のもの
846019	000	――その他のもの

HSコード		対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの)
846022	000	－その他の研削盤 －－芯無し研削盤(数値制御式のものに限る。)
846023	000	－－その他の円筒研削盤(数値制御式のものに限る。)
846024		－－その他のもの(数値制御式のものに限る。)
	100	－－－内面研削盤
	900	－－－その他のもの
846029		－－その他のもの
	100	－－－円筒研削盤(芯無し式のを除く。)
	900	－－－その他のもの
		－工具研削盤
846031	000	－－数値制御式のもの
846039	000	－－その他のもの
846040		－ホーニング盤及びラップ盤
	100	－－数値制御式のもの
	900	－－その他のもの
846090		－その他のもの
	100	－－数値制御式のもの
	900	－－その他のもの
8461		平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械(金属又はサーメットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)
846120	000	－形削り盤及び立削り盤
846130	000	－ブローチ盤
846140		－歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤
	100	－－数値制御式のもの
	900	－－その他のもの
846150	000	－金切り盤及び切断機
846190	000	－その他のもの
8462		鍛造機、ハンマー及び型鍛造機(圧延機を除く。)(プレスを含むものとし、金属加工用のものに限る。)並びにベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、剪断機、パンチングマシン、ノッチングマシン及びニブリングマシン(引抜き機を除く。)(プレス、スリッター工程及び切断工程を含むものとし、金属加工用のものに限る。)並びにその他のプレス(金属又は金属炭化物の加工用のものに限る。) －熱間鍛造用の鍛造機、型鍛造機(プレスを含む)及びハンマー
846211	000	－－密閉型鍛造機
846219	000	－－その他のもの －ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン及びフラットニングマシン(プレスブレーキを含む。)(圧延製品用のものに限る。)
846222	000	－－形状成形機
846223	000	－－数値制御式のプレスブレーキ

HSコード		対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの)
846224	000	ー 数値制御式のパネルベンダー
846225	000	ー 数値制御式のロール成形機
846226	000	ー その他の数値制御式のベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、及びフラットニングマシン
846229	000	ー その他のもの ー スリッター機、切断機及びその他の剪断機(パンチング機能及び剪断機能を組み合わせた機械並びにプレスを除く。)(圧延製品用のものに限る。)
846232	000	ー スリッター機及び切断機
846233	000	ー 数値制御式の剪断機
846239	000	ー その他のもの ー パンチングマシン、ノッチングマシン及びニブリングマシン(プレスを除くものとし、パンチング機能及び剪断機能を組み合わせた機械を含む。)(圧延製品用のものに限る。)
846242	000	ー 数値制御式のもの
846249	000	ー その他のもの ー 炉心管、管、中空断面材及び棒用の機械(プレスを除く。)
846251	000	ー 数値制御式のもの
846259	000	ー その他のもの ー 冷間金属加工プレス
846261	000	ー 液圧プレス
846262	000	ー 機械プレス
846263	000	ー サーボプレス
846269	000	ー その他のもの
846290	000	ー その他のもの
8463		その他の加工機械(金属又はサーメットの加工用のもので、これらを取り除くことなく加工するものに限る。)
846310	000	ー 引抜き機(棒、管、型材、線その他これらに類する物品用のものに限る。)
846320	000	ー ねじ転造盤
846330	000	ー 線の加工機械
846390	000	ー その他のもの
8464		石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械
846410	000	ー のこ盤
846420		ー 研削盤及び研磨盤
	100	ー 鉱物性材料の加工用のもの
	200	ー ガラスの冷間加工用のもの
846490		ー その他のもの
	100	ー 鉱物性材料の加工用のもの
	200	ー ガラスの冷間加工用のもの
8465		木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械

HSコード		対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの)
846510	000	(くぎ打ち用、またくぎ打ち用、接着用その他の組立て用のものを含む。) ー二以上の加工機能を有する機械(それぞれの機能を果たすために工具交換を要しないものに限る。)
846520	000	ーマシンニングセンター ーその他のもの
846591		ーーのご盤
	100	ーーー木材の加工用のもの
	900	ーーーその他のもの
846592	000	ーー平削り盤及びフライス盤並びにモールドー(切削加工を行うものに限る。)
846593	000	ーー研削盤及び研磨盤
846594	000	ーーベンディングマシン及び組立て用機械
846595	000	ーーボール盤及びほぞ穴盤
846596	000	ーーひき割り機、薄切り機及び削り機
846599		ーーその他のもの
	100	ーーー合板製造機械
	900	ーーーその他のもの
8466		第8456項から第8465項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品 (工作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台その他機械用の特殊な 附属装置を含む。)並びに手持工具用ツールホルダー × ーツールホルダー及び自動開きダイヘッド × ー工作物保持具
846630		ー割出台その他の特殊な附属装置(機械用のものに限る。)
	100	ーー第8456項から第8463項までの機械に使用するもの
	400	ーー第8464項又は第8465項の機械に使用するもの ーその他のもの
846691	000	ーー第8464項の機械に使用するもの
846692	000	ーー第8465項の機械に使用するもの
846693	000	ーー第8456項から第8461項までの機械に使用するもの
846694	000	ーー第8462項又は第8463項の機械に使用するもの
8467		手持工具(ニューマチックツール、液圧式のもの又は原動機(電気式であるかないかを 問わない。)を自蔵するものに限る。) ーニューマチックツール
		× ーー回転工具(回転衝撃式工具を含む。)
846719	000	ーーその他のもの<さく岩機に限る。> × ー電気式原動機を自蔵するもの ーその他の工具
846781	000	ーーチェーンソー
		× ーーその他のもの
846791	000	ー部分品 ーーチェーンソーのもの × ーーニューマチックツールのもの

HSコード		対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの)
	×	ーその他のもの
8468		はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器(切断に使用することができるかできないかを問わないものとし、第8515項のものを除く。)及びガス式の表面熱処理用機器
846810	000	ー手持ち式トーチ
846820	000	ーその他のガス式の機器
846880	000	ーその他の機器
846890	000	ー部分品
8471		自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械(他の項に該当するものを除く。)
847130	×	ー携帯用の自動データ処理機械(重量が10キログラム以下で、少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るものに限る。)
		ーその他の自動データ処理機械
847141	000	ー少なくとも中央処理装置、入力装置及び出力装置を同一のハウジングに収納しているもの(入力装置と出力装置とが一体となっているかいないかを問わない。)<アナログ式又はハイブリッド式のものに限る。>
847149	000	ーその他のもの(システムの形態で提示するものに限る。)<アナログ式又はハイブリッド式のものに限る。>
847150	000	ー処理装置(第847141号及び第847149号のものを除くものとし、記憶装置、入力装置及び出力装置のうち一又は二の装置を同一のハウジングに収納しているかいないかを問わない。)<アナログ式又はハイブリッド式のものに限る。>
8473		第8470項から第8472項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品(カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。)
847330	000	ー第8471項の機械の部分品及び附属品 <第847160号の機械の部分品及び附属品を除く。>
8474		選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破碎機、粉碎機、混合機及び捏和機(固体状、粉状又はペースト状の土壌、石、鉱石その他の鉱物性物質の処理用のものに限る。)、凝結機及び成形機(固体鉱物燃料、セラミックペースト、セメント、ブラスターその他の粉状又はペースト状の鉱物性物品の処理用のものに限る。)並びに鋳物用砂型の造型機
847410	000	ー選別機、ふるい分け機、分離機及び洗浄機
847420	000	ー破碎機及び粉碎機
		ー混合機及び捏和機
847431	000	ーコンクリート又はモルタルの混合機
847432	000	ー鉱物性物質とビチューメンとの混合機
847439	000	ーその他のもの
847480	000	ーその他の機械
847490		ー部分品
	100	ー選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破碎機、粉碎機、混合機及び捏和機に使用するもの
	900	ーその他のもの
8475		電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械及びガラス又はその

HSコード		対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの)
847510	000	製品の製造用又は熱間加工用の機械 －電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械 －ガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械
847521	000	－光ファイバー又はそのプリフォームの製造機械
847529	000	－その他のもの
847590	000	－部分品
8477		ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプラスチックを材料とする物品の製造機械 (この類の他の項に該当するものを除く。)
847710	000	－射出成形機
847720	000	－押出成形機
847730	000	－吹込み成形機
847740	000	－真空成形機及びその他の熱成形機 －その他の機械(成形用機械に限る。)
847751	000	－空気タイヤの更生用又は型を使用する成形用のもの及びインナーチューブの成形用のもの
847759	000	－その他のもの
847780	000	－その他の機械
847790		－部分品
	100	－第847710号から第847759号までの機械のもの
	900	－その他のもの
8478		たばこの調製用又は製造用の機械(この類の他の項に該当するものを除く。)
847810	000	－たばこの調製用又は製造用の機械
847890	000	－部分品
8479		機械類(固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。) × 土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械
847920	000	－動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の抽出用又は調製用の機械
847930	000	－プレス(木材その他の木質材料製のパーティクルボード又は建築用繊維板の製造用のものに限る。)その他の木材又はコルクの処理用機械
847940	000	－綱又はケーブルの製造機械
847950	000	－産業用ロボット(他の号に該当するものを除く。)
847960	000	－蒸発式空気冷却装置 －その他の機械類
847981	000	－金属の処理用のもの(電線の巻線機を含む。)
847982	000	－混合用、捏和用、破碎用、粉碎用、ふるい分け用、均質化用、乳化用又はかくはん用の機械
847989		－その他のもの
	100	－絶縁テープ巻付け機その他これに類する絶縁電線の製造機械
	×	－その他のもの
847990	000	－部分品
8480		金属鑄造用鑄型枠、鑄型ベース、鑄造用パターン及び金属、金属炭化物、ガラス、鉱物性材料、ゴム又はプラスチックの成形用の型(金属インゴット用のものを除く。)

HSコード		対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの)
848010	000	－金属鑄造用鑄型枠
848020	000	－鑄型ベース
848030	000	－鑄造用パターン
		－金属又は金属炭化物の成形用の型
848041	000	－射式又は圧縮式のもの
848049	000	－その他のもの
848050	000	－ガラスの成形用の型
848060	000	－鉱物性材料の成形用の型
		－ゴム又はプラスチックの成形用の型
848071	000	－射式又は圧縮式のもの
848079	000	－その他のもの
8481		コック、弁その他これらに類する物品(減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。)
848110	000	－減圧弁
848120	000	－油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁
848130	000	－逆止弁
848140	000	－安全弁及び逃がし弁
848180		－その他の物品
		－鉄鋼製のもの
	110	－鉄鋼製のもの(可鍛鑄鉄製のものを含む。)
	190	－その他のもの
	200	－銅製のもの
	900	－その他のもの
848190	000	－部分品
8483		ギヤボックスその他の変速機(トルクコンバーターを含む。)、伝動軸(カムシャフト及びクランクシャフトを含む。)、クランク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、ローラースクリュー、はずみ車、プーリー(プーリーブロックを含む。)、クラッチ及び軸継手(自在継手を含む。)
848340		－歯車及び歯車伝動機(単独で提示する歯付きホイール、チェンスプロケットその他の伝動装置の構成部品を除く。)、ボールスクリュー、ローラースクリュー並びにギヤボックスその他の変速機(トルクコンバーターを含む。)
	100	－無段変速機
8484		ガスケットその他これに類するジョイント(他の材料と結合した金属板製のものと二層以上の金属から成るものに限る。)、材質の異なるガスケットその他これに類するジョイントをセットにし又は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたものと及びメカニカルシール
848420	000	－メカニカルシール
8487		機械類の部分品(接続子、絶縁体、コイル、接触子その他の電気用物品を有するものと及びこの類の他の項に該当するものを除く。)
	×	－船舶のプロペラ及びその羽根
848790	000	－その他のもの
8501		電動機及び発電機(原動機とセットにした発電機を除く。)

HSコード	対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの)
850131	× ー 電動機 (出力が37.5ワット以下のものに限る。) × ー 交直両用電動機 (出力が37.5ワットを超えるものに限る。) ー その他の直流電動機及び直流発電機 (光発電機を除く。) ー ー 出力が750ワット以下のもの 200 ー ー ー 直流発電機
850132	000 ー ー 出力が750ワットを超え75キロワット以下のもの
850133	000 ー ー 出力が75キロワットを超え375キロワット以下のもの
850134	000 ー ー 出力が375キロワットを超えるもの × ー その他の単相交流電動機 ー その他の多相交流電動機
850152	ー ー 出力が750ワットを超え75キロワット以下のもの 100 ー ー ー 出力が11キロワット以下のもの 200 ー ー ー 出力が11キロワットを超えるもの
850153	000 ー ー 出力が75キロワットを超えるもの ー 交流発電機 (光発電機を除く。)
850161	000 ー ー 出力が75キロボルトアンペア以下のもの
850162	000 ー ー 出力が75キロボルトアンペアを超え 375キロボルトアンペア以下のもの
850163	000 ー ー 出力が 375キロボルトアンペアを超え 750キロボルトアンペア以下のもの
850164	ー ー 出力が 750キロボルトアンペアを超えるもの 300 ー ー ー 内燃機関 (ピストン式のもの) 式のもの 900 ー ー ー その他のもの ー 直流光発電機
850171	000 ー ー 出力が50ワット以下のもの
850172	000 ー ー 出力が50ワットを超えるもの
850180	000 ー 交流光発電機
8502	発電機 (原動機とセットにしたものに限る。) 及びロータリーコンバーター ー 発電機 (ピストン式圧縮点火内燃機関 (ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン) とセットにしたものに限る。) 850211 000 ー ー 出力が75キロボルトアンペア以下のもの 850212 000 ー ー 出力が75キロボルトアンペアを超え 375キロボルトアンペア以下のもの 850213 000 ー ー 出力が 375キロボルトアンペアを超えるもの 850220 000 ー 発電機 (ピストン式火花点火内燃機関とセットにしたものに限る。) ー 発電機 (その他の原動機とセットにしたものに限る。) 850231 000 ー ー 風力式のもの 850239 000 ー ー その他のもの 850240 000 ー ロータリーコンバーター
8503	
850300	000 第8501項又は第8502項の機械に専ら又は主として使用する部分品
8504	トランスフォーマー、スタティックコンバーター (例えば、整流器) 及びインダクター 850410 000 ー 放電管用安定器 ー トランスフォーマー (絶縁性の液体を使用するものに限る。)

HSコード		対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの)
850421	000	ー容量が650キロボルトアンペア以下のもの
850422	000	ー容量が650キロボルトアンペアを超え10,000キロボルトアンペア以下のもの
850423	000	ー容量が10,000キロボルトアンペアを超えるもの ーその他のトランスフォーマー
850431		ー容量が1キロボルトアンペア以下のもの
	200	ー計器用変成器
	900	ーその他のもの<中間周波変成器及び高周波変成器を除く。>
850432	000	ー容量が1キロボルトアンペアを超え16キロボルトアンペア以下のもの
850433	000	ー容量が16キロボルトアンペアを超え500キロボルトアンペア以下のもの
850434	000	ー容量が500キロボルトアンペアを超えるもの
850440		ースタティックコンバーター
	100	ー整流器
850450	000	ーその他のインダクター
850490	000	ー部分品
8511		火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する種類の電気機器(例えば、点火用磁石発電機、直流磁石発電機、イグニッションコイル、点火プラグ、予熱プラグ及びスターター)並びにこれらの内燃機関に使用する種類の発電機(例えば、直流発電機及び交流発電機)及び開閉器
851110	000	ー点火プラグ<自動車用であって補修用のものを除く。>
851120	000	ー点火用磁石発電機、直流磁石発電機及びはずみ車式磁石発電機 <自動車用であって補修用のものを除く。>
851130		ーディストリビューター及びイグニッションコイル
	100	ー自動車用のもの<補修用のものを除く。>
	900	ーその他のもの
851140		ースターター及び始動充電発電機
	100	ー自動車用のもの<補修用のものを除く。>
	900	ーその他のもの
851150	000	ーその他の発電機
851180		ーその他の機器
	100	ー自動車用のもの<補修用のものを除く。>
	900	ーその他のもの
851190		ー部分品
	100	ー自動車用のもの<補修用のものを除く。>
	900	ーその他のもの
8512		電気式の照明用又は信号用の機器(第8539項の物品を除く。)、ウィンドスクリーンワイパー及び曇り除去装置(自転車又は自動車に使用する種類のものに限る。) × ー照明用又は可視信号用の機器(自転車に使用する種類のものに限る。)
851220	000	ーその他の照明用又は可視信号用の機器<自転車用及び補修用のものを除く。>
851230	000	ー音響信号機器<自転車用及び補修用のものを除く。>
851240	000	ーウィンドスクリーンワイパー及び曇り除去装置<自転車用及び補修用のものを除く。>
851290	000	ー部分品<自転車用および補修用のものを除く。>
8514		工業用又は理化学用の電気炉(電磁誘導又は誘電損失により機能するものを含む。)及び

HSコード		対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの)
		工業用又は理化学用のその他の機器(電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。)
		－抵抗加熱炉
851411	000	－熱間静水圧プレス
851419	000	－その他のもの
851420	000	－電磁誘導又は誘電損失により機能する炉
		－その他の炉
851431	000	－電子ビーム炉
851432	000	－プラズマアーク炉及び真空アーク炉
851439	000	－その他のもの
851440	000	－その他の機器(電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。)
851490	000	－部分品
8515		はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器(電気式(電気加熱ガス式を含む。)、レーザーその他の光子ビーム式、超音波式、電子ビーム式、磁気パルス式又はプラズマアーク式のものに限るものとし、切断に使用することができるかできないかを問わない。)及び金属又はサーメットの熱吹付け用電気機器
		－ろう付け用又ははんだ付け用の機器
851511	000	－はんだごて及びはんだ付けガン
851519	000	－その他のもの
		－金属用抵抗溶接機器
851521	000	－全自動式又は半自動式のもの
851529	000	－その他のもの
		－アーク溶接機器(プラズマアーク溶接機器を含むものとし、金属用のものに限る。)
851531	000	－全自動式又は半自動式のもの
851539	000	－その他のもの
851580	000	－その他の機器
851590	000	－部分品
8517		電話機(スマートフォン及び携帯回線網用その他の無線回路網用のその他の電話を含む。)
		及びその他の機器(音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網(例えば、ローカルエリアネットワーク(LAN)又はワイドエリアネットワーク(WAN))用の通信機器を含む。)(第8443項、第8525項、第8527項及び第8528項の送受信機器を除く。)
		× 電話機(スマートフォン及び携帯回線網用その他の無線回路網用のその他の電話を含む。)
		－その他の機器(音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網(例えば、ローカルエリアネットワーク(LAN)又はワイドエリアネットワーク(WAN))用の通信機器を含む。)
851761	000	－基地局<有線電話用又は有線電信用のものに限る。>
851762	000	－音声、画像その他のデータを受信、変換、送信又は再生するための機械 (スイッチング機器及びルーティング機器を含む。)<有線電話用又は有線電信用のものに限るものとし、電話用のインターホンを除く。>
851769	000	－その他のもの<有線電話用又は有線電信用のものに限る。>

HSコード		対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの)
851771	000	ー部分品<有線電話用又は有線電信用のものに限る。> ーアンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらに使用する部分品
851779	000	
8526		レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器
852610	000	ーレーダー ーその他のもの
852691	000	ー航行用無線機器
852692	000	ー無線遠隔制御機器
8530		鉄道、軌道、道路、内陸水路、駐車施設、港湾設備又は空港の信号用、安全用又は交通 管制用の電気機器(第8608項のものを除く。)
		× ー鉄道用又は軌道用の機器
853080	000	ーその他の機器
853090	000	ー部分品
8531		電気式の音響信号用又は可視信号用の機器(例えば、ベル、サイレン、表示盤、盗難警報器及び火災警報器。第8512項又は第8530項のものを除く。)
853110	000	ー盗難警報器、火災警報器その他これらに類する機器
853120	000	ー表示盤(液晶デバイス(LCD)又は発光ダイオード(LED)を自蔵するものに限る。)
853180	000	ーその他の機器
853190	000	ー部分品
8532		固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー
853210	000	ー固定式コンデンサー(50又は60ヘルツ回路用に設計したもので、無効電力が0.5キロボール以上のものに限る(電力用コンデンサー)。)
8533		電気抵抗器(可変抵抗器及びポテンショメーターを含むものとし、電熱用抵抗体を除く。)
853390	000	ー部分品
8534		
853400	000	印刷回路
8535		電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器(例えば、スイッチ、ヒューズ、避雷器、電圧リミッター、サージ抑制器、プラグその他の接続子及び接続箱。使用電圧が1,000ボルトを超えるものに限る。)
853510	000	ーヒューズ ー自動遮断器
853521	000	ー使用電圧が72.5キロボルト未満のもの
853529	000	ーその他のもの
853530	000	ー断路機及び開閉スイッチ
853540		ー避雷器、電圧リミッター及びサージ抑制器
	100	ー避雷器
	900	ーその他のもの
853590	000	ーその他のもの
8536		電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器(例えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、プラグ、ソケット、ランプホルダーその他の接続子及び接続箱。使用電圧が1,000ボルト以下のものに限る。)並びに光ファイバー(束にしたものを含む。)用又は光ファイバー

HSコード		対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの)
853610	000	ケーブル用の接続子
853620	000	－ヒューズ
853630	000	－自動遮断器
	000	－電気回路保護用のその他の機器
		－継電器
	×	－使用電圧が60ボルト以下のもの
853649	000	－その他のもの
853650	000	－その他のスイッチ<マイクロスイッチを除く。>
	×	－ランプホルダー、プラグ及びソケット
853690		－その他の機器
	100	－開閉用機器
8537		電気制御用又は配電用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品(第90類の機器を自蔵するものを含み、第8535項又は第8536項の機器を二以上装備するものに限る。)及び数値制御用の機器(第8517項の交換機を除く。)
853710	000	－使用電圧が1,000ボルト以下のもの
853720	000	－使用電圧が1,000ボルトを超えるもの
8538		第8535項から第8537項までの機器に専ら又は主として使用する部分品
853810	000	－第8537項の物品用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品(機器を装備していないものに限る。)
853890	000	－その他のもの
8543		電気機器(固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。)
854320	000	－信号発生器
8608		
860800	000	信号用、安全用又は交通管制用の機械式機器(電気機械式のものを含むものとし、鉄道用、軌道用、道路用、内陸水路用、駐車施設用、港湾設備用又は空港用のものに限る。)及び鉄道又は軌道の線路用装備品並びにこれらの部分品
8701		トラクター(第8709項のトラクターを除く。)
870110	000	－軸トラクター
		－セミトレーラー用の道路走行用トラクター
870121	000	－ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン)のみを搭載したもの
870122	000	－駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したもの
870123	000	－駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したもの
870124	000	－駆動原動機として電動機のみを搭載したもの
870129	000	－その他のもの
870130	000	－無限軌道式トラクター
		－その他のもの
870191		－エンジン出力が18キロワット以下のもの
	×	－農業用のもの
	900	－その他のもの
870192		－エンジン出力が18キロワットを超え37キロワット以下のもの
	×	－農業用のもの

HSコード		対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの)
870193	900	―――その他のもの
		――エンジン出力が37キロワットを超え75キロワット以下のもの
870194	×	―――農業用のもの
	900	―――その他のもの
870195		――エンジン出力が75キロワットを超え130キロワット以下のもの
	×	―――農業用のもの
870195	900	―――その他のもの
		――エンジン出力が130キロワットを超えるもの
870195	×	―――農業用のもの
	900	―――その他のもの
8702		10人以上の人員(運転手を含む。)の輸送用の自動車
870210		―ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)のみを 搭載したもの
	100	――ノックダウンのもの
870220		――その他のもの
	910	―――中古のもの
870220	920	―――その他のもの
		―駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼル エンジン)及び電動機を搭載したもの
870230	100	――中古のもの
	900	――その他のもの
870230		―駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したもの
	100	――中古のもの
870240	900	――その他のもの
		―駆動原動機として電動機のみを搭載したもの
870290	100	――中古のもの
	900	――その他のもの
870290		―その他のもの
	100	――ノックダウンのもの
870290		――その他のもの
	910	―――中古のもの
	920	―――その他のもの
8703		乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の 輸送用に設計したものに限るものとし、第8702項のものを除く。)
870310	000	―雪上走行用に特に設計した車両及びゴルフカーその他これに類する車両
		―その他の車両(ピストン式火花点火内燃機関のみを搭載したものに 限る。)
870321		――シリンダー容積が1,000立方センチメートル以下のもの
	100	―――ノックダウンのもの
870321		―――その他のもの
		―――シリンダー容積が660立方センチメートル以下のもの
870321	915	―――中古のもの
	919	―――その他のもの

HSコード		対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの)
870322		-----シリンダー容積が660立方センチメートルを超えるもの
	925	-----中古のもの
	929	-----その他のもの
		---シリンダー容積が1,000立方センチメートルを超え1,500立方センチメートル以下のもの
	100	---ノックダウンのもの
		---その他のもの
	910	-----中古のもの
	920	-----その他のもの
		---シリンダー容積が1,500立方センチメートルを超え3,000立方センチメートル以下のもの
	100	---ノックダウンのもの
870323		---その他のもの
		-----シリンダー容積が2,000立方センチメートル以下のもの
	915	-----中古のもの
	919	-----その他のもの
		-----シリンダー容積が2,000立方センチメートルを超えるもの
	925	-----中古のもの
	929	-----その他のもの
		---シリンダー容積が3,000立方センチメートルを超えるもの
	100	---ノックダウンのもの
		---その他のもの
870324	910	-----中古のもの
	920	-----その他のもの
		---その他の車両(ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン)のみを搭載したものに限る。)
		---シリンダー容積が1,500立方センチメートル以下のもの
	100	---中古のもの
	900	---その他のもの
		---シリンダー容積が1,500立方センチメートルを超え2,500立方センチメートル以下のもの
	100	---ノックダウンのもの
		---その他のもの
		-----シリンダー容積が2,000立方センチメートル以下のもの
870331	915	-----中古のもの
	919	-----その他のもの
		-----シリンダー容積が2,000立方センチメートルを超えるもの
	925	-----中古のもの
		-----その他のもの
		---シリンダー容積が2,500立方センチメートルを超えるもの
	100	---ノックダウンのもの
		---その他のもの
	910	-----中古のもの
	920	-----その他のもの
870332	929	-----その他のもの
		---シリンダー容積が2,500立方センチメートルを超えるもの
	100	---ノックダウンのもの
		---その他のもの
	910	-----中古のもの
	920	-----その他のもの
		-----その他のもの
		-----その他のもの
		-----その他のもの
		-----その他のもの
870333		-----その他のもの
		---シリンダー容積が2,500立方センチメートルを超えるもの
	100	---ノックダウンのもの
		---その他のもの
	910	-----中古のもの
	920	-----その他のもの
		-----その他のもの
		-----その他のもの
		-----その他のもの
		-----その他のもの

HSコード		対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの)
870340		－その他の車両（駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。）
	100	－－中古のもの
	900	－－その他のもの
870350		－その他の車両（駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。）
	100	－－中古のもの
	900	－－その他のもの
870360		－その他の車両（駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。）
	100	－－中古のもの
	900	－－その他のもの
870370		－その他の車両（駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。）
	100	－－中古のもの
	900	－－その他のもの
870380		－その他の車両（駆動原動機として電動機のみを搭載したものに限る。）
	100	－－中古のもの
	900	－－その他のもの
870390		－その他のもの
	100	－－中古のもの
	900	－－その他のもの
8704		貨物自動車
870410		－ダンプカー（不整地走行用に設計したものに限る。）
	100	－－中古のもの
	900	－－その他のもの
870421		－その他のもの（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）のみをを搭載したものに限る。）
		－－車輛総重量が5トン以下のもの
	100	－－－ノックダウンのもの －－－その他のもの
		－－－シリンダー容積が2,000立方センチメートル以下のもの
	915	－－－－中古のもの
	919	－－－－その他のもの
		－－－シリンダー容積が2,000立方センチメートルを超えるもの
	925	－－－－中古のもの
	929	－－－－その他のもの

HSコード		対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの)
870422		――車輛総重量が5トンを超え20トン以下のもの
	100	―――ノックダウンのもの
		―――その他のもの
		―――シリンダー容積が4,500立方センチメートル以下のもの
	915	―――中古のもの
	919	―――その他のもの
		―――シリンダー容積が4,500立方センチメートルを超えるもの
	925	―――中古のもの
	929	―――その他のもの
870423		――車両総重量が20トンを超えるもの
	100	―――ノックダウンのもの
		―――その他のもの
	910	―――中古のもの
	920	―――その他のもの
870431		――その他のもの(ピストン式火花点火内燃機関をのみを搭載したものに限る。)
		――車両総重量が5トン以下のもの
	100	―――ノックダウンのもの
		―――その他のもの
		―――シリンダー容積が2,000立方センチメートル以下のもの
	915	―――中古のもの
	919	―――その他のもの
		―――シリンダー容積が2,000立方センチメートルを超えるもの
	925	―――中古のもの
	929	―――その他のもの
870432		――車両総重量が5トンを超えるもの
		―――シリンダー容積が4,500立方センチメートル以下のもの
	915	―――中古のもの
	919	―――その他のもの
		―――シリンダー容積が4,500立方センチメートルを超えるもの
	925	―――中古のもの
	929	―――その他のもの
		――その他のもの(駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したものに限る。)
870441		――車両総重量が5トン以下のもの
	100	―――ノックダウンのもの
		―――その他のもの
		―――シリンダー容積が2,000立方センチメートル以下のもの
	915	―――中古のもの
	919	―――その他のもの
		―――シリンダー容積が2,000立方センチメートルを超えるもの
	925	―――中古のもの

HSコード		対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの)
870442	929	-----その他のもの
		--車両総重量が5トンを超え20トン以下のもの
	100	----ノックダウンのもの
		----その他のもの
		-----シリンダー容積が4,500立方センチメートル以下のもの
	915	-----中古のもの
	919	-----その他のもの
		-----シリンダー容積が4,500立方センチメートルを超えるもの
	925	-----中古のもの
	929	-----その他のもの
870443		--車両総重量が20トンを超えるもの
	100	----ノックダウンのもの
		----その他のもの
	910	----中古のもの
	920	----その他のもの
		ーその他のもの(駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したものに限る。)
870451		--車両総重量が5トン以下のもの
	100	----ノックダウンのもの
		----その他のもの
		-----シリンダー容積が2,000立方センチメートル以下のもの
	915	-----中古のもの
	919	-----その他のもの
		-----シリンダー容積が2,000立方センチメートルを超えるもの
	925	-----中古のもの
	929	-----その他のもの
870452		--車両総重量が5トンを超えるもの
		----シリンダー容積が4,500立方センチメートル以下のもの
	915	----中古のもの
	919	----その他のもの
		----シリンダー容積が4,500立方センチメートルを超えるもの
	925	----中古のもの
	929	----その他のもの
870460		ーその他のもの(駆動原動機として電動機のみを搭載したものに限る。)
	100	--中古のもの
870490	900	--その他のもの
		ーその他のもの
	100	--中古のもの
	900	--その他のもの
8705		特殊用途自動車(例えば、救難車、クレーン車、消防車、コンクリートミキサー車、道路清掃車、散水車、工作車及びレントゲン車。主として人員又は貨物の輸送用に設計したものを

HSコード		対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの)
870510		除く。) －クレーン車
	100	－ 中古のもの
	900	－ その他のもの
870520	000	－ せん孔デリック車
870530	000	－ 消防車
870540	000	－ コンクリートミキサー車
870590	000	－ その他のもの
8706		
870600		原動機付きシャシ(第8701項から第8705項までの自動車用のものに限る。)
	100	－ バス用のもの
	200	－ 貨物自動車用のもの
	900	－ その他のもの
8707		車体(運転室を含むものとし、第8701項から第8705項までの自動車用のものに限る。)
870710	000	－ 第8703項の車両用のもの<補修用のものを除く。>
870790	000	－ その他のもの<補修用のものを除く。>
8708		部分品及び附属品(第8701項から第8705項までの自動車のものに限る。)
870810	000	－ バンパー及びその部分品<補修用のものを除く。> － 車体(運転室を含む。)のその他の部分品及び附属品
870821	000	－ シートベルト<補修用のものを除く。>
870822	000	－ この類の号注1のフロントガラス(風防)、後部の窓及びその他の窓<補修用のものを除く。>
870829	000	－ その他のもの<補修用のものを除く。>
870830	000	－ ブレーキ及びサーボブレーキ並びにこれらの部分品<補修用のものを除く。>
870840	000	－ ギヤボックス及びその部分品<補修用のものを除く。>
870850	000	－ 駆動軸(差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の構成部品を有するか有しないかを問わない。)及び非駆動軸並びにこれらの部分品 <補修用のものを除く。>
870870	000	－ 車輪並びにその部分品及び附属品<補修用のものを除く。>
870880	000	－ 懸架装置及びその部分品(ショックアブソーバーを含む。)<補修用のものを除く。> － その他の部分品及び附属品
870891	000	－ ラジエーター及びその部分品<補修用のものを除く。>
870892	000	－ 消音装置(マフラー)及び排気管並びにこれらの部分品<補修用のものを除く。>
870893	000	－ クラッチ及びその部分品<補修用のものを除く。>
870894	000	－ ハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックス並びにこれらの部分品 <補修用のものを除く。>
870895	000	－ 安全エアバック(インフレーターシステムを有するものに限る。)及びその部分品
		<補修用のものを除く。>
870899		－ その他のもの
	100	－ 車輪式トラクターのもの
	900	－ その他のもの<無限軌道式トラクター以外の補修用のものを除く。>
8709		自走式作業トラック(工場、倉庫、埠頭又は空港において貨物の短距離の運搬に使用する種類のものに限るものとし、持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したものを除く。)及び

HSコード		対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの)
		鉄道の駅のプラットフォームにおいて使用する種類のトラクター並びにこれらの部分品 －車両
870911	000	－電気式のもの
870919	000	－その他のもの
870990	000	－部分品
8716		トレーラー及びセミトレーラー並びにその他の車両(機械式駆動機構を有するものを除く。) 並びにこれらの部分品
871610	000	－トレーラー及びセミトレーラー(住居用又はキャンプ用のキャラバン型のものに限る。) ×－農業用のトレーラー及びセミトレーラー(積込機構付き又は荷卸機構付きのものに限る。) －貨物輸送用のその他のトレーラー及びセミトレーラー
871631	000	－タンクトレーラー及びタンクセミトレーラー
871639	000	－その他のもの
871640	000	－その他のトレーラー及びセミトレーラー
871680	000	－その他の車両
871690	000	－部分品<補修用のものを除く。>
8801		
880100	000	気球及び飛行船並びにグライダー、ハンググライダーその他の原動機を有しない航空機 <グライダー又はハンググライダーに限る。>
8802		その他の航空機(例えば、ヘリコプター及び飛行機。第8806項の無人航空機を除く。) 並びに宇宙飛行体(人工衛星を含む。)及び打上げ用ロケット －ヘリコプター
880211	000	－自重が2,000キログラム以下のもの
880212	000	－自重が2,000キログラムを超えるもの
880220	000	－飛行機その他の航空機(自重が2,000キログラム以下のもの)
880230	000	－飛行機その他の航空機(自重が2,000キログラムを超え 15,000キログラム以下のもの)
880240	000	－飛行機その他の航空機(自重が15,000キログラムを超えるもの)
8805		航空機射出装置、着艦拘束制動装置その他これに類する装置及び航空用地上訓練 装置並びにこれらの部分品 －航空用地上訓練装置及びその部分品
880521	000	－空中戦用シミュレーター及びその部分品
880529	000	－その他のもの
8806		無人航空機
880610	000	－旅客の輸送用に設計したもの －その他のもの(遠隔制御飛行専用のものに限る。)
880621	000	－最大離陸重量が250グラム以下のもの
880622	000	－最大離陸重量が250グラムを超え7キログラム以下のもの
880623	000	－最大離陸重量が7キログラムを超え25キログラム以下のもの
880624	000	－最大離陸重量が25キログラムを超え150キログラム以下のもの
880629	000	－その他のもの －その他のもの
880691	000	－最大離陸重量が250グラム以下のもの

HSコード		対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの)
880692	000	－最大離陸重量が250グラムを超え7キログラム以下のもの
880693	000	－最大離陸重量が7キログラムを超え25キログラム以下のもの
880694	000	－最大離陸重量が25キログラムを超え150キログラム以下のもの
880699	000	－その他のもの
8807		部分品(第8801項、第8802項又は第8806項の物品のものに限る。)
880710	000	－プロペラ及び回転翼並びにこれらの部分品
880720	000	－着陸装置及びその部分品
880730	000	－飛行機、ヘリコプター又は無人航空機のその他の部分品
880790	000	－その他のもの
8905		照明船、消防船、しゅんせつ船、クレーン船その他の船舶(航行以外の機能を主とするものに限る。)浮きドック及び浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットホーム
890520	000	－浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットホーム
9012		顕微鏡(光学顕微鏡を除く。)及び回折機器
901210		－顕微鏡(光学顕微鏡を除く。)及び回折機器
	100	－走査型電子顕微鏡及び透過型電子顕微鏡(走査透過電子顕微鏡を含む。)並びに走査型プローブ顕微鏡
	900	－その他のもの
901290	000	－部分品及び附属品
9014		羅針盤その他の航行用機器
	×	－羅針盤
901420	000	－空中又は宇宙の航行用の機器(羅針盤を除く。)
901480		－その他の機器
	100	－超音波式魚群探知機
9022		エックス線、アルファ線、ベータ線、ガンマ線その他の電離放射線を使用する機器(放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。)、高電圧発生機、制御盤、スクリーン並びに検査用又は処置用の机、椅子その他これらに類する物品及びエックス線管その他のエックス線の発生機
		－エックス線を使用する機器(放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。)
902212	000	－コンピュータ断層撮影装置
902213	000	－その他のもの(歯科用のものに限る。)
902214	000	－その他のもの(医療用又は獣医用のものに限る。)
902219	000	－その他の用途に供するもの
		－アルファ線、ベータ線、ガンマ線その他の電離放射線を使用する機器(放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。)
902221	000	－医療用又は獣医用のもの
902229	000	－その他の用途に供するもの
902230	000	－エックス線管
902290		－その他のもの(部分品及び附属品を含む。)
	910	－医療用のもの

HSコード		対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの)
	990	ーその他のも
9032		自動調整機器
	×	ーサーモスタット
	×	ーマノスタット
		ーその他の機器
	×	ー液体式又は気体式のもの
903289		ーその他のも
	100	ー電気式のもの<電子式の自動電圧調整機器に限る>
9406		プレハブ建築物
940610	000	ー木製のもの
940620	000	ー鋼製のモジュール式建築ユニット
940690	000	ーその他のも